**２－（12）○○事業委員会規約例**

（目　 的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○号の事業（以下○○事業」という。）を行うために設置する○○事業委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　委員会は、理事会の諮問に応じ、又はその部門に属する事項に関し、理事会に意見を具申する。

（委 　員）

第３条　委員の定数は、○人以上○人以内とし、組合員又は学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

２　委員の任期は、○年とする。ただし、重任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員のうち１人を委員長、○人を副委員長とし、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

３　委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代理し、又は代行する。

（委員会の招集）

第５条　委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

（委員会の議事）

第６条　委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の秘密保持義務）

第７条　委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。